

○国土交通省告示第八百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年七月六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線新設工事（小浜西インターチェンジから小浜インターチェンジ（仮称）まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県小浜市谷田部64号山田口、67号地蔵ヶ谷山、63号地蔵ヶ谷下、50号久保、52号宮浦、62号地蔵ヶ谷、54号岩見田、85号新岩見田、60号堂谷、66号端谷山及び86号柳原、尾崎29号尾畑及び30号橋谷並びに木崎30号江田、34号馬淵及び33号五反田地内
- 2 使用の部分 福井県小浜市尾崎29号尾畑及び30号橋谷並びに木崎30号江田、34号馬淵及び33号五反田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県小浜市岡津66号姥ヶ谷地内から同市府中44号久保地内までの延長11.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道敦賀線新設工事（小浜西インターチェンジから小浜インターチェンジ（仮称）まで）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、西日本高速道路株式会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年3月31日付けで西日本高速道路株式会社が独立行政法人日

本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（以下「本路線」という。）は、吹田市を起点とし、舞鶴市、小浜市等を経由し、敦賀市に至る延長202kmの路線であり、阪神地方と丹波若狭地方の主要都市を結び、北陸自動車道、中央自動車道西宮線（以下「西宮線」という。）等と連絡することにより、北陸地方と近畿地方の広域的な連携を図る高速交通ネットワークを構成し、また、災害等の緊急時等における西宮線等の代替及び迂回機能を有する路線として、沿線諸都市の発展並びに地域産業及び地域経済の活性化に資することを目的とするものである。

本路線が通過する小浜市を含む丹波若狭地方は、阪神地方との間の産業、経済及び文化の発展に重要な役割を担っているが、丹波若狭地方内外の各都市間の移動に多大な時間を要しており、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められ、高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、本路線と並行する一般国道27号（以下「国道27号」という。）は、小浜市を東西に通過する主要幹線道路であることから、市内外の移動による通過交通と日常生活の利用による地域内交通がふくそうしており、自動車交通量が多く、各所において慢性的な交通混雑が発生してしていることから、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、国道27号の自動車交通量は、福井県小浜市伏原地内で19,172台／日、混雑度1.68、同市加斗地内においては17,987台／日、混雑度1.42となっている。

本件事業の完成により、丹波若狭地方と阪神地方とを結ぶ高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上することから、丹波若狭地方への観光客の誘発効果や丹波若狭地方の鮮魚類の阪神地方への物流販路の拡大が期待されるなど地域産業、地域経済の活性化が図られるほか、北陸地方と近畿地方とを結ぶ高速交通ネットワークが、北陸自動車道及び西宮線等と本路線の2路線になることから、西宮線等の混雑時及び災害等緊急時については、本路線がその代替路線としての役割を担うこととなり、環状機能を有する広域的な高速自動車交通網が形成され、地域経済の活性化等に寄与するものとなる。

また、国道27号が担っている通過交通を本路線が分担することから、国道27号の安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福井県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年

8月閣議決定)に基づき、平成8年11月に本体事業に係る環境影響評価を実施したところ、騒音について一部環境基準を上回るものの、遮音壁を設置するなど適切な環境保全のための措置を講ずることにより、環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、大気質及び騒音について環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、環境影響照査を実施したところ、大気質においては環境基準等を満足するものと評価されており、騒音についても環境基準等を満足するものと評価されている。さらに、起業者は、本件事業の実施にあたって、環境影響評価などの結果に基づき、必要に応じて環境保全対策等を実施するなど、地域の環境保全に万全の措置を講じていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が8箇所存在するが、福井県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、丹波若狭地方と阪神地方との間における高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月26日に都市計画決定され、平成19年6月1日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、変更決定された区域内において、上り側ルート案及び下り側ルート案（以下「申請案」という。）の2案について検討が行われている。申請案と上り側ルート案を比較すると、取得必要面積が少ないこと、事業に要する期間が短いこと、事業費が廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に検討した結果、申請案の方が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、丹波若狭地方においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に国道27号の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、福井県知事を会長とする敦賀舞鶴間道路整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福井県小浜市役所